

○特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十二号）抄

（傍線部は正誤）

正	誤
<p>特許法等の一部を改正する法律 第一条〜第七条（略）</p> <p>（弁理士法の一部改正） 第八条 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第五十二条第一項に次の一号を加える。 七 社員の欠亡</p>	<p>特許法等の一部を改正する法律 第一条〜第七条（略）</p> <p>（弁理士法の一部改正） 第八条 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第五十二条第一項に次の一号を加える。 七 社員の欠乏</p>